

「下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」

徴収猶予事項	猶予期間	備考
1 災害により被害を受けたとき	所有する家屋の被害が 30%以上のとき 1年以内 50%以上のとき 2年以内 100%のとき 3年以内	公の罹災証明を得られるもの
2 受益者又は受益者と生計を1にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき	療養期間が 1年以上のとき 1年以内 3年以上のとき 2年以内	医師の診断書が得られるもの
3 受益地の所有する農地、その他これに準ずる土地(現況により宅地と認められるものは除く。)	宅地として使用できる状況にあると認められるまで	
4 係争地の土地	判決等係争事由が解決するまで	
5 個人が納付する一団の土地の負担金が27万円を超える金額	新たに公共ます等を設置するなど、宅地として使用できる状況にあると認められるまで	
6 駐車場等に利用している150㎡以上の土地があるときは、利用している土地の全部		
7 前各号に定めるもののほか町長が必要と認めたとき	その都度、町長が定める期間	